

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成17年7月22日

【会社名】 株式会社トラスト

【英訳名】 TRUST CO., LTD

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 バーグ ステファン クロスビー

【本店の所在の場所】 愛知県名古屋市中区錦三丁目10番32号

【電話番号】 052(219)9024 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 高 森 弘

【最寄りの連絡場所】 愛知県名古屋市中区錦三丁目10番32号

【電話番号】 052(219)9024 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 高 森 弘

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当	0円
発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	311,530,500円

(注)新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、割当てを受けたものがその権利を喪失した場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額並びに発行諸費用の概算額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成17年7月15日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」及び「新規発行による手取金の額」が平成17年7月22日に確定し、これらに関連する事項を訂正するために有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権証券
 - (1)募集の条件
 - (2)新株予約権の内容等
- 2 新規発行による手取金の使途
 - (1)新規発行による手取金の額

【訂正箇所】

訂正箇所は____線で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

欄外脚注
(訂正前)

- (注) 1 決議年月日
本新株予約権証券の発行は、平成17年7月15日(金)開催の取締役会にて決議しております。
- 2 申込みの方法
申込み方法は、申込期日に申込取扱場所へ申込みをすることといたします。
- 3 本新株予約権は平成17年7月25日(月)に割り当てる予定であります。
- 4 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

(訂正後)

- (注) 1 決議年月日
本新株予約権証券の発行は、平成17年7月15日(金)開催の取締役会にて決議しております。
- 2 申込みの方法
申込み方法は、申込期日に申込取扱場所へ申込みをすることといたします。
- 3 本新株予約権は平成17年7月25日(月)に割り当ていたします。
- 4 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

(2)【新株予約権の内容等】

(訂正前)

< 省略 >

新株予約権の行使時の払込金額	未定 (注) 5 なお、新株予約権発行日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ 上記のほか、新株予約権発行日以降、当社が他社と合併または会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	311,530,500円 (注) 6
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	当社普通株式1株の発行価格 未定 (注) 5 当社普通株式1株の資本組入額 未定 (注) 7 なお、「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の規定により、1株当たりの発行価額が調整された場合は、調整後の株式の発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合には、その端数を切り上げた額とする。

< 省略 >

(訂正後)

< 省略 >

新株予約権の行使時の払	1株当たり69,229円
-------------	--------------

込金額	<p>なお、新株予約権発行日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>上記のほか、新株予約権発行日以降、当社が他社と合併または会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	311,530,500円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>当社普通株式1株の発行価格 <u>69,229円</u></p> <p>当社普通株式1株の資本組入額 <u>34,615円</u></p> <p>なお、「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の規定により、1株当たりの発行価額が調整された場合は、調整後の株式の発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合には、その端数を切り上げた額とする。</p>

<省略>

欄外注記
(訂正前)

- (注) 1 新株予約権証券の発行
新株予約権証券は、本新株予約権者の請求があるときに限り、会社はこれを発行する。
- 2 新株予約権の行使の効力発生
新株予約権の行使の効力は、新株予約権行使請求書及びその他行使に要する書類が新株予約権行使請求受付場所に到達し、かつ、行使に際して払込みをすべき金額が払込取扱場所に払い込まれたときに生ずるものとする。
- 3 新株予約権の行使によって新株を発行する場合における配当の起算日
権利行使された株式は、権利行使日が属する事業年度開始日を配当起算日とする。
- 4 その他の細目については、割当契約書において定めるものとする。
- 5 各新株予約権の行使時の払込金額は、新株予約権の発行日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)に付与株式数を乗じた金額とする。ただし、当該行使価額が発行日の前営業日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。
本金額は平成17年7月22日(金)に決定する予定です。
- 6 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、本有価証券届出書提出時の見込額です。
- 7 本金額は平成17年7月22日(金)に決定する予定です。

(訂正後)

- (注) 1 新株予約権証券の発行
新株予約権証券は、本新株予約権者の請求があるときに限り、会社はこれを発行する。
- 2 新株予約権の行使の効力発生
新株予約権の行使の効力は、新株予約権行使請求書及びその他行使に要する書類が新株予約権行使請求受付場所に到達し、かつ、行使に際して払込みをすべき金額が払込取扱場所に払い込まれたときに生ずるものとする。
- 3 新株予約権の行使によって新株を発行する場合における配当の起算日
権利行使された株式は、権利行使日が属する事業年度開始日を配当起算日とする。
- 4 その他の細目については、割当契約書において定めるものとする。

(注) 5. 6. 7の全文削除

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
311,530,500 (注)1	2,300,000 (注)2	309,230,500

- (注) 1 払込金額の総額は、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算したもので、本有価証券届出書提出時の見込額を記載しています。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
311,530,500 (注)1	2,300,000 (注)2	309,230,500

- (注) 1 払込金額の総額は、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算したものであります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。